

# 地域活性化総合特別区域の指定申請書(概要版)

## 地域活性化総合特別区域指定について

### 1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

九州アジア観光アイランド総合特区

### 2. 総合特別区域について

#### (1) 区域

##### ① 指定申請に係る区域の範囲

###### i) 総合特区として見込む区域の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

###### ii) 区域設定の根拠(簡略に)

九州における訪日旅行者については、県境を越えた周遊型の観光が行われているという実態がある。多様な資源を有する各県が機能的に連携・補完し合うことで、旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化への対応した九州地域内におけるバラエティ豊かな新しい観光(ニューツーリズム)を提供することが可能となる。また、九州は日本に寄港する外国クルーズ船のほぼ半数が寄港し、外国クルーズ船寄港の一大拠点となっている。以上のことから九州7県を区域として設定する。

#### (2) 目標及び政策課題等

##### ② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

###### i) 総合特区により実現を図る目標

###### ア) 定性的な目標

「観光アイランド・九州」として、成長するアジアマーケットの観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じて、地域経済の活性化を図り、ひいては観光立国の推進、日本再生戦略の実現に貢献する。

###### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標①: アジアを中心とした九州への入国外国人数

数値目標①: 72.5万人(2011年) → 411万人(2016年)

評価指標②: 九州における年間観光消費額

数値目標②: 2.8兆円(2009年) → 4.2兆円(2016年)

評価指標③: 九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数

数値目標③: 延べ寄港回数 204回/年(2012年予定) → 280回/年(2016年)

延べ寄港者数 40万人/年(2016年)

###### ウ) 数値目標の考え方(簡略に)

数値目標①、②については、国の「観光立国推進基本計画」に掲げられている目標値の増加率に準拠し設定しており、九州独自の戦略を実施することにより、1兆円の上積みを図ることを目標としている。数値目標③については、九州におけるクルーズ船の寄港回数の年間伸び率等から2016年までに達成したい寄港数・寄港者数を設定している。クルーズ客に対するもてなし環境の充実等により、寄港回数の増加とともに継続的な寄港を促す。①～③の数値目標については、各自治体の観光戦略や九州観光推進機構が策定する「九州観光戦略」に基づく事業の実施とともに、総合特区において進める取り組みを一体的に推進していくことにより、目標達成に寄与する。

###### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

###### ア) 政策課題と対象とする政策分野

交流人口の拡大によりアジアの活力を取り込み、地域活性化を図るため、「①アジアからの観光客誘致を促進する」「②クルーズアイランド九州を推進する」「③ニューツーリズムを拡大する」という3つの課題を踏まえた取り組みを推進。

◇対象とする政策分野: 〇) 観光

#### イ) 解決策

地域の3つの課題について、一体的な解決を図るため下記の取組を推進する。  
官民協働によるプロモーションの推進、アジアからの観光客の出入国の円滑化、  
外国語対応の充実、快適な広域観光ができる環境づくり、国際定期航路の利用促進、  
港の利便性の向上、買い物しやすい環境づくり、クルーズ船の寄港誘致、ニューツ  
ーリズムの創出、体験型・交流型観光の提供。

#### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ・世界遺産や国内暫定リスト掲載など、歴史的・文化的価値の高い観光資源が存在。
- ・東アジアと距離的に近く、中国、韓国、台湾の訪日観光のゲートウェイである。
- ・外国人観光客に人気の高い温泉資源が集積。豊かで多様な自然環境。
- ・日本の伝統的文化と東洋と西洋の文化が混在し独自の文化を形成（祭りや食など）。
- ・離島、半島が広く分布。独自の風習や固有種など「しま」にしかないものが存在。
- ・国際空路・海路のネットワークが充実。高速道路の整備も進み周遊しやすい環境。
- ・環境という独自の技術が集積。エコツアーの動きも活発。
- ・「観光列車」「SUNQパス」など、九州を観光圏とした独自の商品も展開されている。
- ・観光ボランティアや医療通訳など、外国人観光客が旅行先で安心かつ快適に過ごせる体制整備を進めている。ピジターズ・インダストリー推進協議会など、各種事業を支える地域の担い手が多数存在する。
- ・九州観光推進機構の事業展開により、官民や国内外のネットワークが構築されている。

### (3) 事業

#### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

##### i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容 アジアからの観光客誘致の促進事業、ニューツーリズムの推進事業、クルーズ観光環境づくり事業

イ) 事業実施主体 九州各県、福岡市、九州観光推進機構（官民あわせて170団体）、関係事業者・団体等

ウ) 当該事業の先駆性 アジアとの近接性、豊富な資源、クルーズ船の活発な動きなど、地域の強みを生かして、ここにしかないもので外国人観光客を呼び込む。

エ) 関係者の合意の状況 九州アジア観光アイランド総合特区地域協議会を組織し、合意形成。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

地域の特性を生かした各種事業を、九州一体となって推進する。

##### ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置 [a)～d)ですべて記入してください。]

a) 長崎上海間の航路と航空路を組み合わせた企画商品を販売する旅行会社に対する支援

b) 「長崎県農林漁業体験民宿推進方針」による規制緩和

c) 九州観光推進機構、官民合同による「次期九州観光戦略委員会」

d) 九州一体で観光振興を図るため、九州各県において積極的に事業を推進する。地域から特区を活用した観光振興策の要望があれば九州全体で問題解決を図る。

イ) 目標に対する評価の実施体制

PDC Aサイクルを徹底して目標管理を行う。地域協議会や地域住民の意見を反映させて、さらに実効性を高める。

##### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール（簡略に）

平成24年度 現行事業を継続し、事業実施に向けた体制整備を行う。

平成25年度 規制緩和等の措置により、実施可能なものから順次開始する。

平成26年度～平成28年度 各事業の評価、フィードバック

平成29年度 事業の総括、次期計画策定の検討等

**イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成 (簡略に)**

平成 24 年 9 月に「九州アジア観光アイランド総合特区」地域協議会を設置。

意思決定機関：代表者会議 (九州各県、福岡市、九州観光推進機構で構成)

事務局：九州観光推進機構

※幹事会及び部会を設け、代表者会議に諮る事項を検討・整理することで意思決定までの迅速化を図る。

幹事会：九州観光推進機構、福岡市で構成

部会：事業ごとに設置 (現在、3 部会)

【アジアからの外客誘致促進部会】九州各県、福岡市、九州観光推進機構、(株) エイエイピー福岡支店、ANAセールス(株)、亀の井バス(株)、九州産業交通ホールディングス(株)、九州旅客鉄道(株)、九電産業(株)、(株) 近畿日本ツーリスト九州、クラブツーリズム(株)、ジェイアール九州バス(株)、(株) ジェイティービー、(株) JTB九州、(株) ジェイティービーリゾート九州、(株) ジャルツアーズ、(株) DREAM INTERFACE、トップツアー(株)、西鉄旅行(株)、(株) 日本旅行九州営業本部、(株) 農協観光、宮交ホールディングス(株)、名鉄観光サービス(株)、(株) リクルート

【クルーズアイランド推進部会】九州各県、福岡市、九州観光推進機構、博多まちづくり推進協議会、(株) シーゲートコーポレーション、(株) JTB九州、(財) 福岡観光コンベンションビューロー、(株) エイチ・アイ・エス、九州産業大学、シーアイティーエス・ジャパン(株)、グリーン SHIPPING(株)、(一社) 日本旅行業協会、We Love 天神協議会、福岡商工会議所、太宰府市

【ニューツーリズム拡大部会】九州各県、九州観光推進機構、(社) 福岡県観光連盟、(社) 佐賀県観光連盟、(社) 長崎県観光連盟、(社) 熊本県観光連盟、(社) ツーリズムおおいた、(公財) みやざき観光コンベンション協会、(公社) 鹿児島県観光連盟

**3. 新たな規制の特例措置等の提案について**

**【規制緩和】**

個人観光数次査証制度の導入

資格外活動許可条件緩和第三種旅行業者の企画旅行催行区域条件緩和事業

消費税免税対象商品の拡大及び手続きの簡素化

専門店での共同販売所の設置

空港、港以外への免税店 (Duty Free) の設置

公衆無線 LAN (Wi-Fi) の設置要件緩和

**【財政】**

特区ガイド養成支援事業のうちのマッチングシステム構築

特区ガイド養成支援事業のうちの無資格ガイド行為取締の強化

クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業

**4. 過去に指定申請を提出した際の評価・調査検討会からの指摘事項、それに対する検討状況及び申請内容の主な変更箇所 (該当する場合のみ記入)**

**i) 過去の申請時の総合特別区域の名称**

・九州観光“おもてなしの輪”創造特区～特区ガイド導入から始める「九州アジア観光戦略」の遂行～

・外国クルーズ客船振興等による訪日外国人受入拠点特区

**ii) 分野の変更に該当するような大幅な変更を行っている場合はその理由 なし**

**iii) 評価・調査検討会の指摘事項、検討状況、申請内容の変更箇所 (別添に記載)**

**【評価・調査検討会の指摘事項】**

福岡市等提案の「外国クルーズ客船振興等による訪日外国人受入拠点特区」、大分県等提案の「九州観光“おもてなしの輪”創造特区」は、重複する地域での類似の提案であるため、事業内容の調整・見直しが必要である。

**【検討状況】**

九州各県、福岡市、九州観光推進機構で協議・検討を行い、九州への来訪を促進するために地域全体で取り組むべき事項の合意形成を図った。

## (別添) 申請内容の変更箇所

### 【申請内容の変更箇所】

・「九州観光“おもてなしの輪” 創造特区～特区ガイド導入から始める「九州アジア観光戦略」の遂行～」及び「外国クルーズ客船振興等による訪日外国人受入拠点特区」との変更箇所。

昨年度申請の単なる合作ではなく、現状分析や課題整理を行って共通の認識を醸成し、今後の方向性や取り組みの検討を行っている。新たな規制緩和等を盛り込みながら再構成しており、昨年度の申請内容についても、平成 23 年 12 月 28 日付公表の「総合特別区域の第一次指定申請書に関する関係府省庁からの意見」をふまえたうえで、整理・調整を行っている。

### (1) 昨年度申請の規制の特例措置等に対する関係府省庁からの意見に対する検討状況

#### ◆「資格外活動許可要件緩和」

<資格外活動許可が不要なケースに認定>

収入や報酬を伴う活動であっても、業として反復するものではなく臨時的に行なう活動については、資格外活動の許可を受ける必要がない（入管法規則第 19 条の 2）。

これに、特区ガイドが認定できないか考えたが、「それぞれの在留資格の下で本来行うこととされている活動の遂行を阻害しない範囲内で、当該活動に属しない就労活動を行うことを希望する場合に許可をするものであり、特区ガイドの仕事を含め、非就労資格について就労活動を行うために資格外活動許可を不要とすることは困難。」との意見が示された。

平成 22 年 7 月より、在留資格「留学」をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第 4 学年、第 5 学年及び専攻科に限る。）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動（ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント）については、資格外活動許可を要しないこととなったが、学内でそれ以外の業務を行う場合であっても資格外活動許可が必要な現状や、留学や就学に名を借りた「出稼ぎ」就労者対策をふまれば、何らかの対策を講じないまま資格外活動許可が不要なケースに特区ガイドを認定することは難しいと結論。

<資格外活動許可の上限時間緩和>

学期中は 1 日 4 時間以内、休暇中は 1 日 8 時間以内から、学期中は 1 週 28 時間以内、休暇中は 1 日 8 時間以内と改正され、就労の幅が広がったものの、特区ガイド従事者の活動時間を想定した場合に不具合が生じる恐れがある。

「労働基準法第 32 条第 1 項に定める労働時間の上限である週 40 時間の 7 割にあたる週 28 時間の包括許可を認めており」、「現行制度においても、一律かつ包括的に資格外活動を許可する「包括許可」ではなく、本来の活動を阻害しないかどうか等を個別に審査・判断し週 28 時間以上就労することが認められることはある。」との意見が示された。

個別に審査・判断し上限時間が緩和されることはあるようだが、基準が明確でない。ガイド従事希望者に不利益が生じないようにあらかじめ対処措置を講じられないのか。また、クルーズ船への対応も考えた場合、着岸から離岸まで 12 時間程度要しており、休暇中の 1 日 8 時間以内という規定が活動の制約となる恐れがある。

学業を阻害しないといった条件等もふまえ、協議のうえで特区ガイドが活動しやすい環境を整備したいと考え、一部内容を変更し今回も提案することとした。

#### ◆「第三種旅行業者の企画旅行催行区域条件緩和」

旅行業法施行規則の改正により、第三種旅行業者も一定の条件の下で募集型企画旅行を行えるようになったが、催行可能な地域は、本社及び営業所が所在する市町村とその隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域に限定されるため旅行者が利用しにくい状況。

「第二種旅行業の登録を受けることにより催行可能となっている。」との意見が示された。

しかし、九州では交通アクセスが便利な観光地が選ばれる傾向が強く、その地域までは旅行者が自力で移動しなければならず、主要駅などと隣接していない地域では利用されにくい。一部の観光案内所など、資産要件等がネックとなり第二種に移行できない業者も多い。

「ニューツーリズムを拡大する」という政策課題解決には、必要な項目であると判断し、今回も提案することとした。

◆ 「消費税免税対象商品の拡大及び手続きの簡素化」、「専門店での共同販売所の設置」

「総合特区については、幅広い分野の企業にとって大きなインセンティブとなるよう、所得控除制度や投資税額控除・特別償却制度などの税制上の措置を講じている。なお、総合特別区域基本方針の中で、税制上の要望については年度ごとの税制改正プロセスを経ることとされている。」との意見が示された。

外国人観光客に人気の高い商品が免税の対象となっておらず、また、観光客が立ち寄る専門店等においても免税できる店舗も限られている。さらに免税手続きが煩雑であること等により、観光客から不満の声が上がっている。「『クルーズアイランド九州』を推進する」という政策課題解決には、必要な項目であると判断し、今回も提案することとした。

ただし、消費税免税品目としていわゆる即時消耗品が含まれていないことから、その場で消費できる品目を除外し、土産品としての要望の高い化粧品のみ品目を絞ることとした。

(2) 申請内容の変更箇所

◆ 「資格外活動許可要件緩和」の変更内容

(前回) 許可不要の特例ケースに追加、上限時間緩和

- ・ 資格外活動許可が不要なケースとして認定
- ・ 資格外活動上限時間（1週28時間以内）の緩和

(今回) 上限時間緩和

- ・ 資格外活動上限時間（1週28時間以内、長期休業期間中は1日8時間以内）の緩和

◆ 「第三種旅行業者の企画旅行催行区域条件緩和」

前回の申請内容から変更なし。

(前回) 企画旅行催行区域条件の緩和

(今回) 企画旅行催行区域条件の緩和

◆ 「消費税免税対象商品の拡大及び手続きの簡素化」、「専門店での共同販売所の設置」の変更内容

(前回) 消費税免税対象商品拡大、「共同販売所」の設置、申請書類等の簡素化

- ・ 医薬品、化粧品、酒類等を消費税免税対象とする。
- ・ 専門店等で一括して免税商品の販売と免税手続きができる「共同販売所」の設置。
- ・ 申請書類や確認書類の簡素化等を行う。

(今回) 消費税免税対象商品拡大、「共同販売所」の設置、申請書類等の簡素化

- ・ 化粧品を消費税免税対象とする（化粧品に品目を限定）
- ・ 専門店等で一括して免税商品の販売と免税手続きができる「共同販売所」の設置。
- ・ 申請書類や確認書類の簡素化等を行う。

# 九州アジア観光アイランド総合特区(地域活性化総合特区)の概要

